

目 次

1. 港湾法改正について	1
2. 仙台塩釜港港湾脱炭素化推進計画策定に向けた検討フロー（予定）	4
3. 第2回協議会の振り返り	6
4. ワーキンググループの開催報告	7

1. 港湾法改正について

(1) 法律の概要

- ・改正港湾法が令和4年12月16日に施行。

⇒「港湾の開発に関する基本方針」におけるカーボンニュートラルポート（CNP）の位置づけが明確化され、取組の推進体制が強化された。

法律の概要

1. 港湾における脱炭素化の推進

①港湾の基本方針への位置づけの明確化 等

- 国が定める港湾の開発等に関する基本方針に「脱炭素社会の実現に向けて港湾が果たすべき役割」等を明記。
- 港湾法の適用を受ける港湾施設に、船舶に水素・燃料アンモニア等の動力源を補給するための施設を追加し、海運分野の脱炭素化を後押し。 ※併せて税制特例（固定資産税等）を措置

②港湾における脱炭素化の取組の推進

- 港湾管理者(地方自治体)は、官民の連携による港湾における脱炭素化の取組※を定めた港湾脱炭素化推進計画を作成。
※水素等の受入れに必要な施設や船舶への環境負荷の少ない燃料の供給施設の整備等
- 港湾管理者は、関係する地方自治体や物流事業者、立地企業等からなる港湾脱炭素化推進協議会を組織し、計画の作成、実施等を協議。
- 水素関連産業の集積など、計画の実現のために港湾管理者が定める区域内における構築物の用途規制を柔軟に設定できる特例等を措置。

➡ **臨海部に集積する産業と連携して、カーボンニュートラルポート（CNP）の取組を推進し、我が国の産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献**

港湾脱炭素化推進計画に定める取組の例

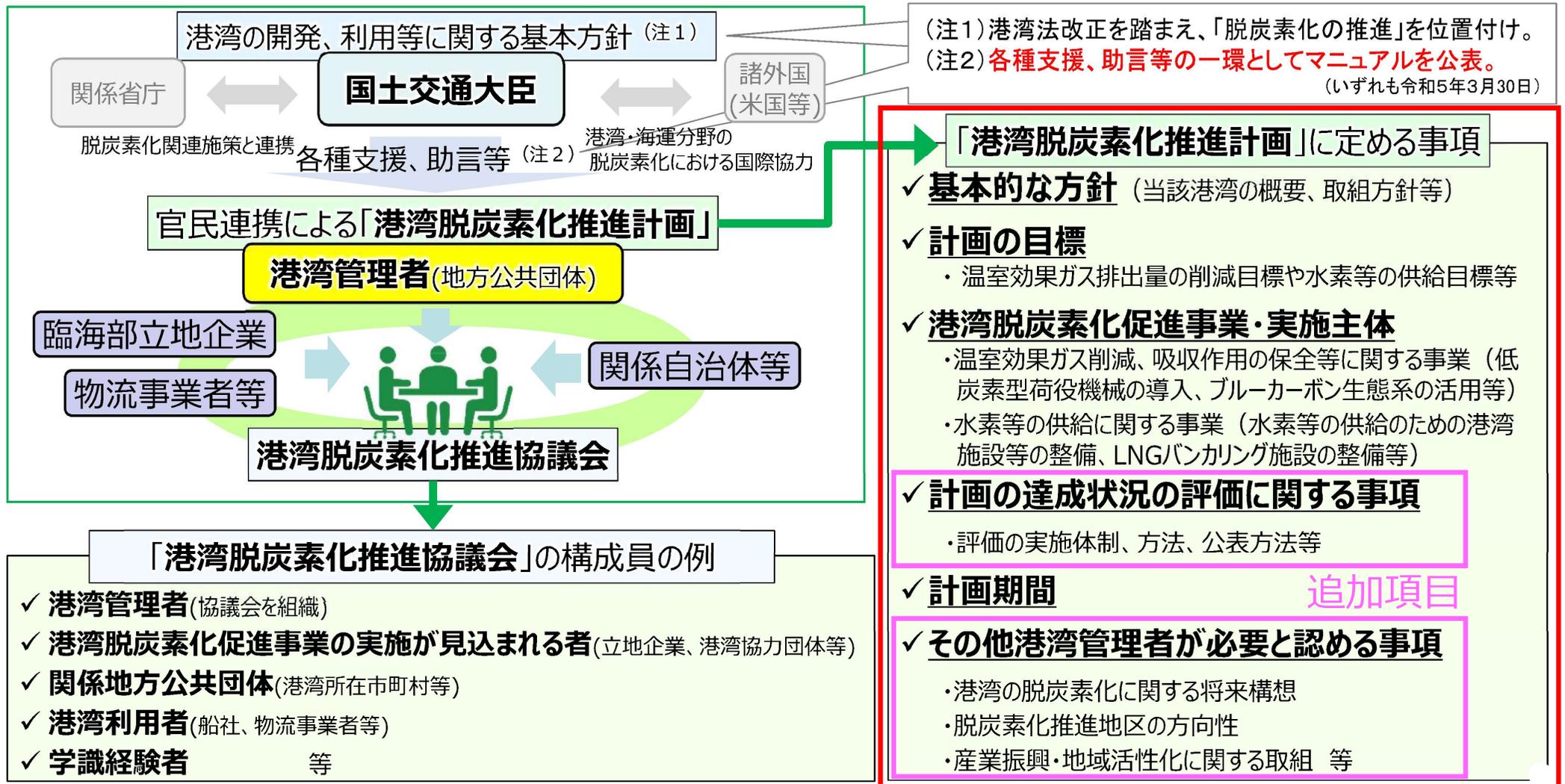


出典：国土交通省HP_第5回カーボンニュートラルポート（CNP）の形成に向けた検討会 資料

1. 港湾法改正について

(2) 「港湾脱炭素化推進計画」について

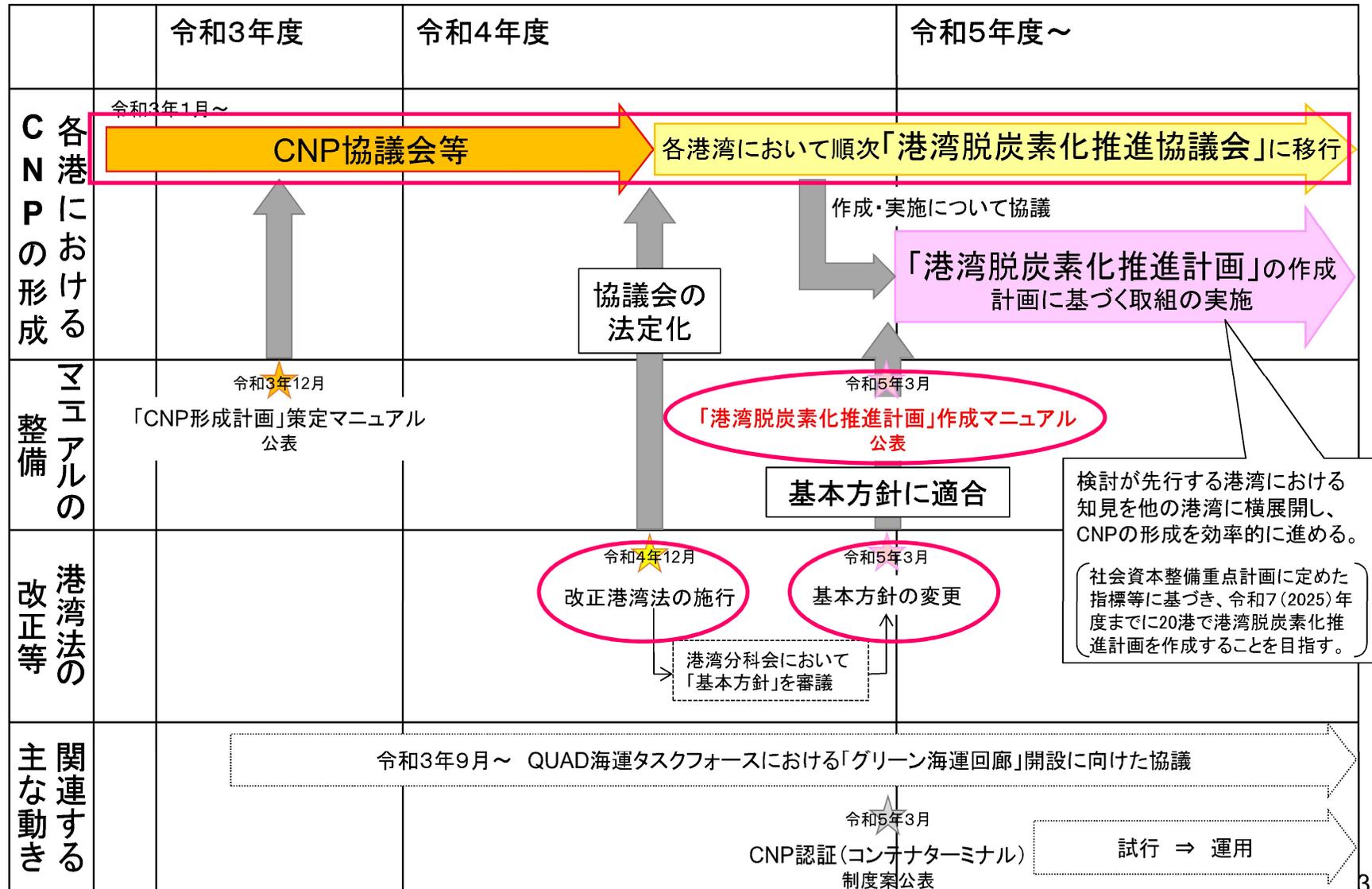
- ・ 港湾法改正により、これまでの「カーボンニュートラルポート形成計画」が「**港湾脱炭素化推進計画**」として法定化。
- ・ 国土交通省港湾局では計画作成の支援として「**港湾脱炭素化推進計画**」作成マニュアルを新たに公表。
- ・ これまでのカーボンニュートラルポートの方針及び推進体制・形成計画への記載事項に大きな変更はない。



1. 港湾法改正について

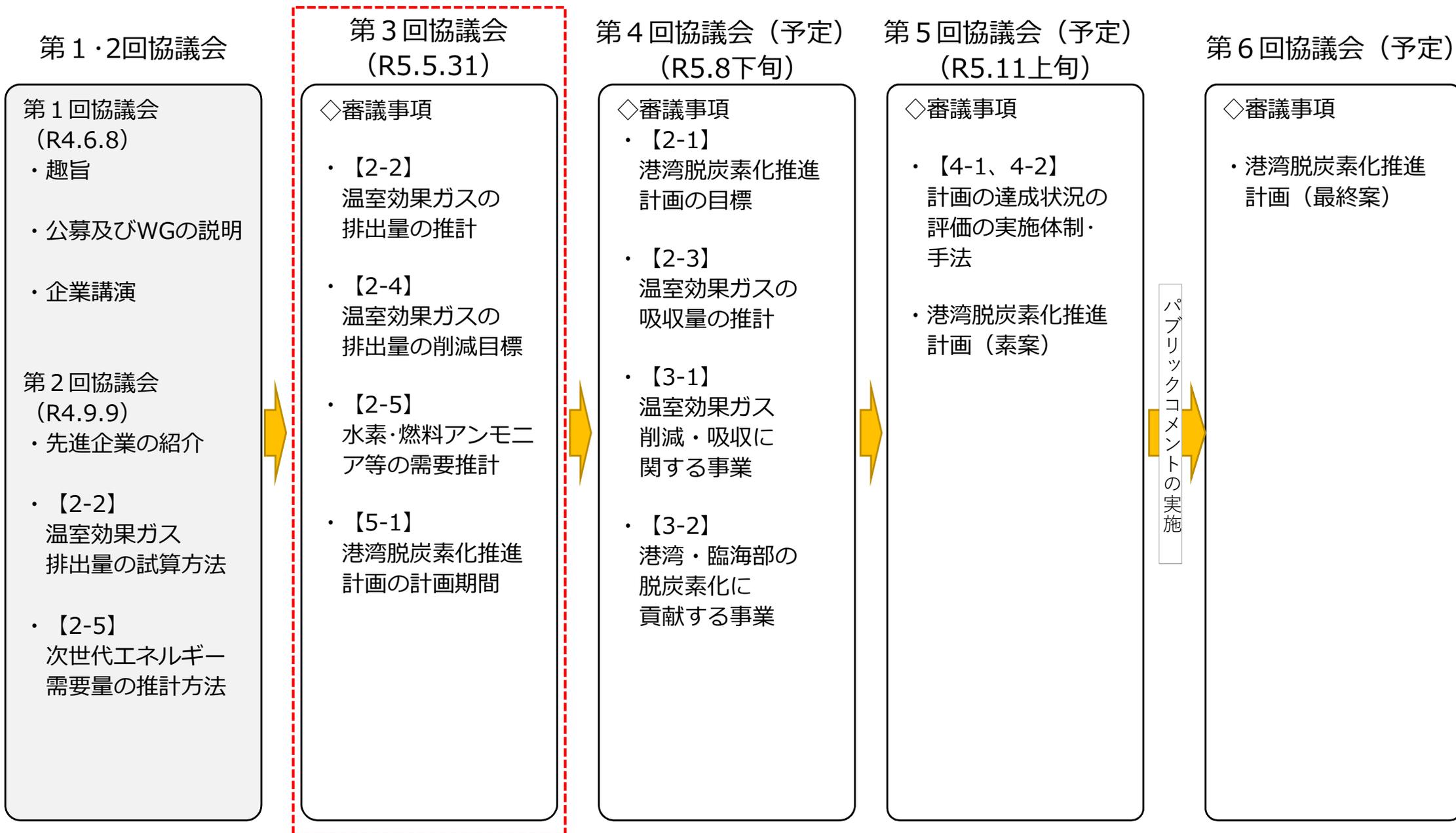
(3) 港湾脱炭素化推進協議会への移行

- 各港湾において「カーボンニュートラルポート（CNP）協議会」から「**港湾脱炭素化推進協議会**」に移行し引き続き検討が実施される。



出典：国土交通省HP「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアル公表_報道発表資料

2. 仙台塩釜港港湾脱炭素化推進計画策定に向けた検討フロー(予定)



※第4回協議会以降は検討状況により変更の可能性がある。

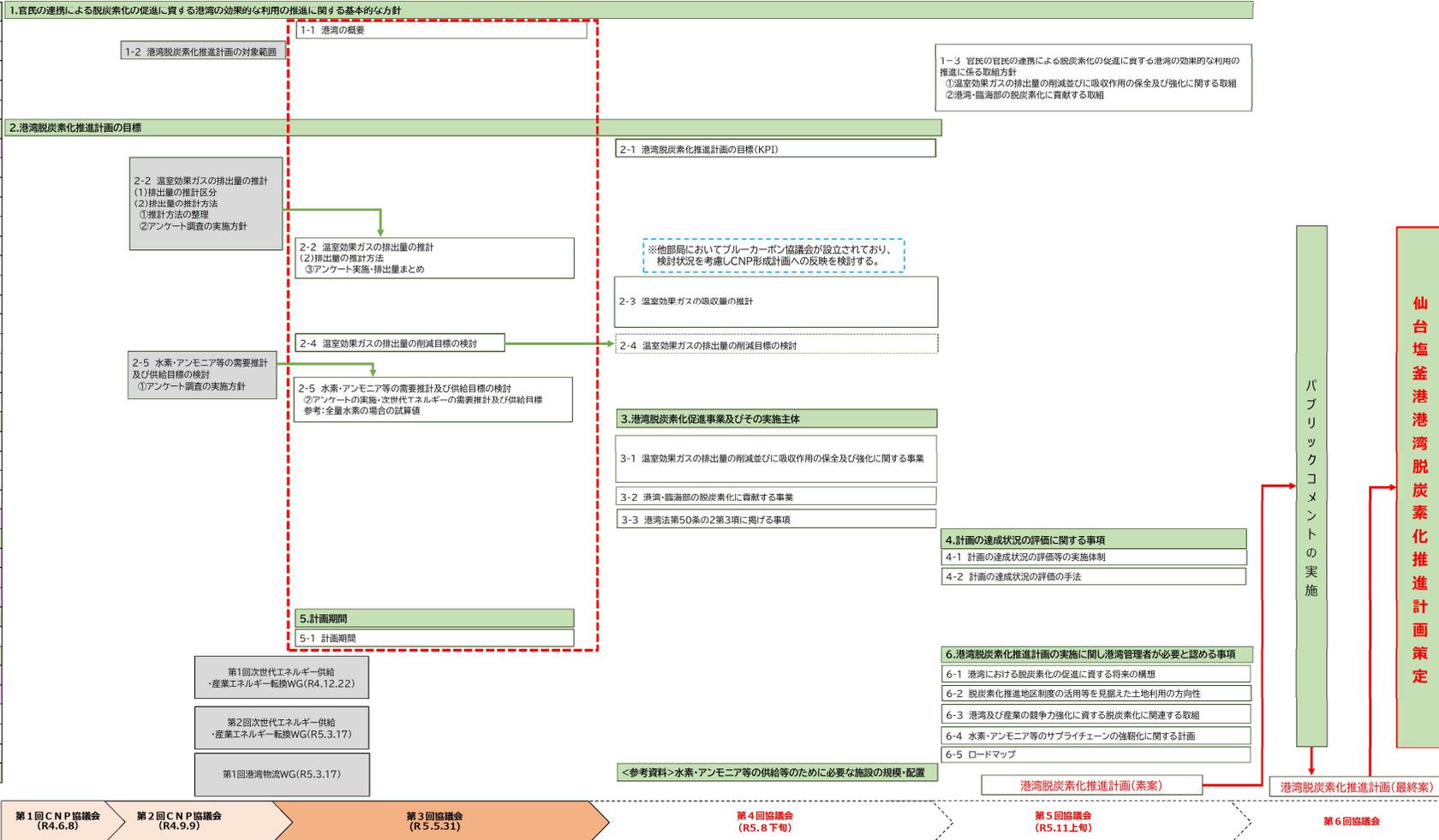
2. 仙台塩釜港港湾脱炭素化推進計画策定に向けた検討フロー(予定)

「仙台塩釜港港湾脱炭素化推進計画」策定に向けては、以下の検討フロー（予定）に基づき、計画策定を進めていく。

※現時点での予定であり、検討状況により変更の可能性はある。

港湾脱炭素化推進計画記載事項

1 官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進に関する基本的な方針	
1-1	港湾の概要
1-2	港湾脱炭素化推進計画の対象範囲
1-3	官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進に係る取組方針
	①温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する取組
	②港湾・臨海部の脱炭素化に貢献する取組
2 港湾脱炭素化推進計画の目標	
2-1	港湾脱炭素化推進計画の目標
2-2	温室効果ガスの排出量の推計
	(1)排出量の推計区分
	(2)排出量の推計方法
	①推計方法の整理
	②アンケート調査の実施方針
	③アンケート実施・排出量まとめ
2-3	温室効果ガスの吸収量の推計
	①吸収量の推計方法
	②吸収量まとめ
2-4	温室効果ガスの排出量の削減目標の検討
2-5	水素・アンモニア等の需要推計及び供給目標の検討
	①アンケート調査の実施方針
	②アンケートの実施・次世代エネルギーの需要推計及び供給目標
3 港湾脱炭素化促進事業及びその実施主体	
3-1	温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する事業
	①温室効果ガスの排出量の削減に関する事業
	②温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に関する事業
3-2	港湾・臨海部の脱炭素化に貢献する事業
3-3	港湾法第50条の2第3項に掲げる事項
4 計画の達成状況の評価に関する事項	
4-1	計画の達成状況の評価等の実施体制
4-2	計画の達成状況の評価の手法
4-3	計画の達成状況の評価の公表 ※港湾脱炭素化推進計画策定後
5 計画期間	
5-1	計画期間
6 港湾脱炭素化推進計画の実施に関し港湾管理者が必要と認める事項	
6-1	港湾における脱炭素化の促進に資する将来の構想
6-2	脱炭素化推進地区制度の活用等を見据えた土地利用の方向性
6-3	港湾及び産業の競争力強化に資する脱炭素化に関する取組
6-4	水素・アンモニア等のサプライチェーンの強靱化に関する計画
6-5	ロードマップ
<参考資料>	水素・アンモニア等の供給等のために必要な施設の規模・配置



:新規追加項目

3. 第2回協議会の振り返り

令和4年9月9日に開催した第2回協議会での議事内容は以下のとおり。

議事内容

- (1) 仙台塩釜港カーボンニュートラルポート協議会設置要綱の変更について
 - ・ 仙台塩釜港カーボンニュートラルポート協議会設置要綱に公募により決定した先進企業5社を協議会構成員に追加することについて**承認**を得ました。
- (2) ワーキンググループについて
 - ・ 各ワーキンググループの構成員について**承認**を得ました。
- (3) 仙台塩釜港カーボンニュートラルポートについて
 - ・ 温室効果ガス排出量の推計方法について（**推計年次の設定を除き承認**）
 - ・ 水素・燃料アンモニア等の需要推計推計方法について（**承認**）
 - ・ アンケート調査の実施について（**承認**）
- (4) カーボンニュートラルに関する情報提供
 - ・ 先進企業による各種取組状況について情報提供を頂いた。

(3) 温室効果ガス排出量の推計方法に対する意見

委員からの意見	事務局の対応方針
・ 現状の排出量の推計・設定は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して行うべきである。	・ 別途議事にて説明

4. ワーキンググループ開催報告

1. 次世代エネルギー供給WG・産業エネルギー転換WG 合同開催

第1回協議会で承認されたテーマに基づき、下記のとおり次世代エネルギー供給WG・産業エネルギー転換WGを合同で2回開催した。各ワーキンググループでの協議事項は以下のとおりである。

開催日	協議・説明事項	内容	対応方針
第1回WG (令和4年12月22日)	①仙台塩釜港の特徴 ・企業立地状況・取扱貨物等の現状 ②温室効果ガス排出量の推計 ・アンケート調査実施結果, 温室効果ガス排出量推計値 ③温室効果ガス排出量の設定(案) ・実施結果, 温室効果ガス排出量推計値 ④水素需要量ポテンシャルの試算 ・水素換算需要量の推計値	②・③・④の内容について構成員の了解を得た。	別途議事にて説明。
		温室効果ガス削減に向けた取組状況について意見を頂いた。	
第2回WG (令和5年3月17日)	⑤温室効果ガス削減計画の検討 ・温室効果ガス削減の方向性について意見交換 ⑥次世代エネルギー供給イメージの検討 ・仙台塩釜港における次世代エネルギー供給について意見交換 ⑦ブルーカーボンに関する動向 ・ブルーカーボンにおける国及び県の取組	⑤・⑥について次世代エネルギーの供給側・需要側となる企業から意見を頂いた。 【供給側】 次世代エネルギー供給拠点としての仙台塩釜港のポテンシャルの整理 【需要側】 温室効果ガス削減に向けた各企業の取組状況・課題	・仙台塩釜港のポテンシャルを活かした計画として検討していく。 ・次世代エネルギーへの転換状況を見据え、技術の進展を踏まえた計画を検討していく。

4. ワーキンググループ開催報告

2. 港湾物流WG

第1回協議会で承認されたテーマに基づき、下記のとおり港湾物流ワーキンググループを開催した。

開催日時	協議・説明事項	協議内容	対応方針
第1回WG (令和5年3月17日)	①仙台塩釜港の特徴 ・企業立地状況・取扱貨物等の現状 ②温室効果ガス排出量の推計 ・アンケート調査実施結果, 温室効果ガス排出量推計値 ③温室効果ガス排出量の設定(案) ・実施結果, 温室効果ガス排出量推計値 ④水素需要量ポテンシャルの試算 ・水素換算需要量の推計値 ⑤各分野の転換想定 ・車両・船舶・荷役機械の転換想定について意見交換	②・③・④の内容について 構成員の了解を得た。	別途議事にて説明。
		⑤について各分野の次世代エネルギーへの転換に向けた取組状況及び課題等について意見を頂いた。	・次世代エネルギーへの転換状況を見据え、技術の進展を踏まえた計画を検討していく。